

(1) 世代や属性を問わない相談支援

本人やその世帯の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「①包括的相談支援事業」、「②多機関協働事業」、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

① 包括的相談支援事業に関する体制

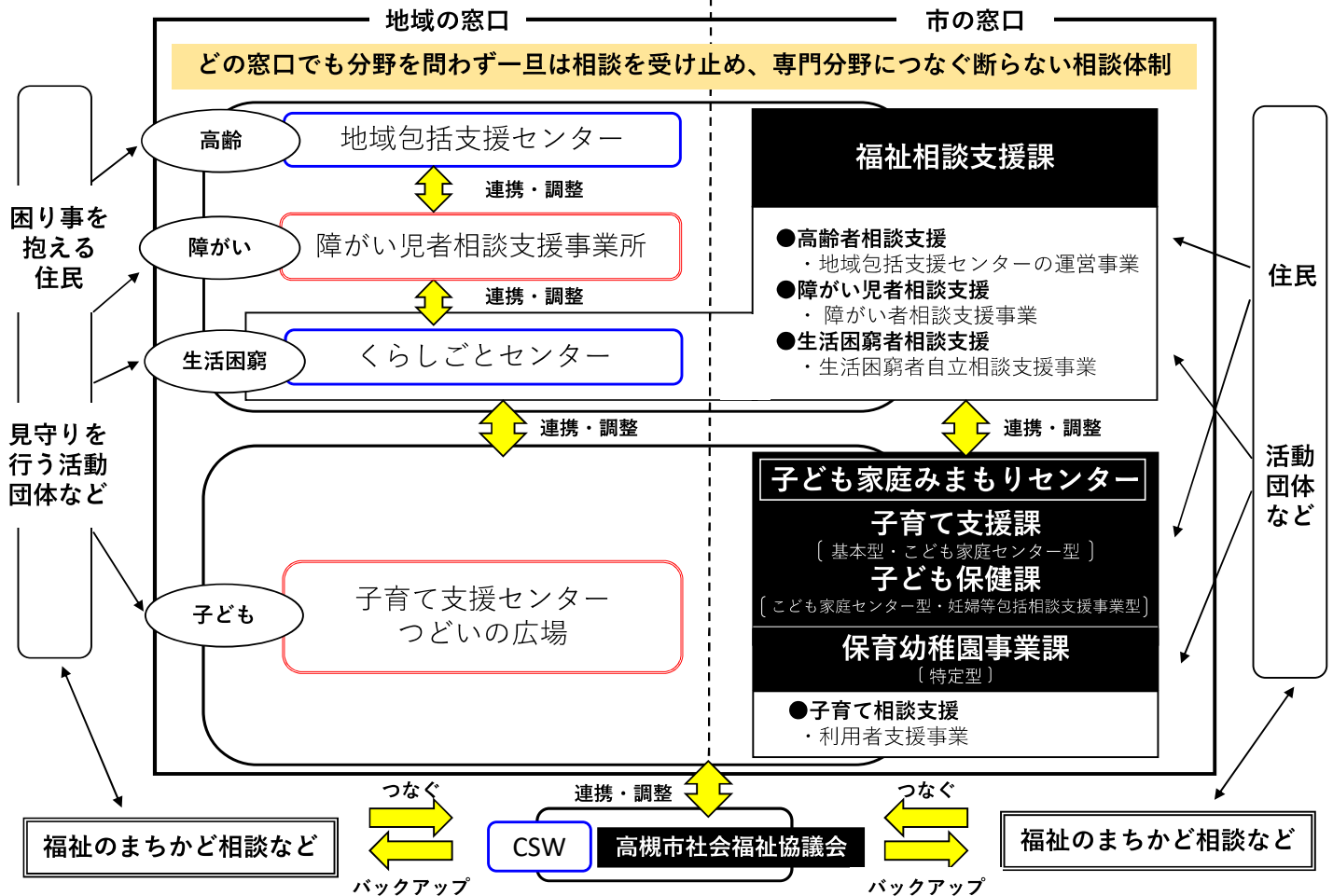
◎包括的相談支援事業の概要と本市の実施形態

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関において、困り事を抱える本人やその世帯の属性・相談内容等に関わらず幅広く相談を受け止めるなど、分野外の相談でも一旦は受け止め、専門分野の相談支援機関等につなぐといった関係機関によるネットワークでの対応を図ることで「断らない相談」、「切れ目のない支援」を行います。

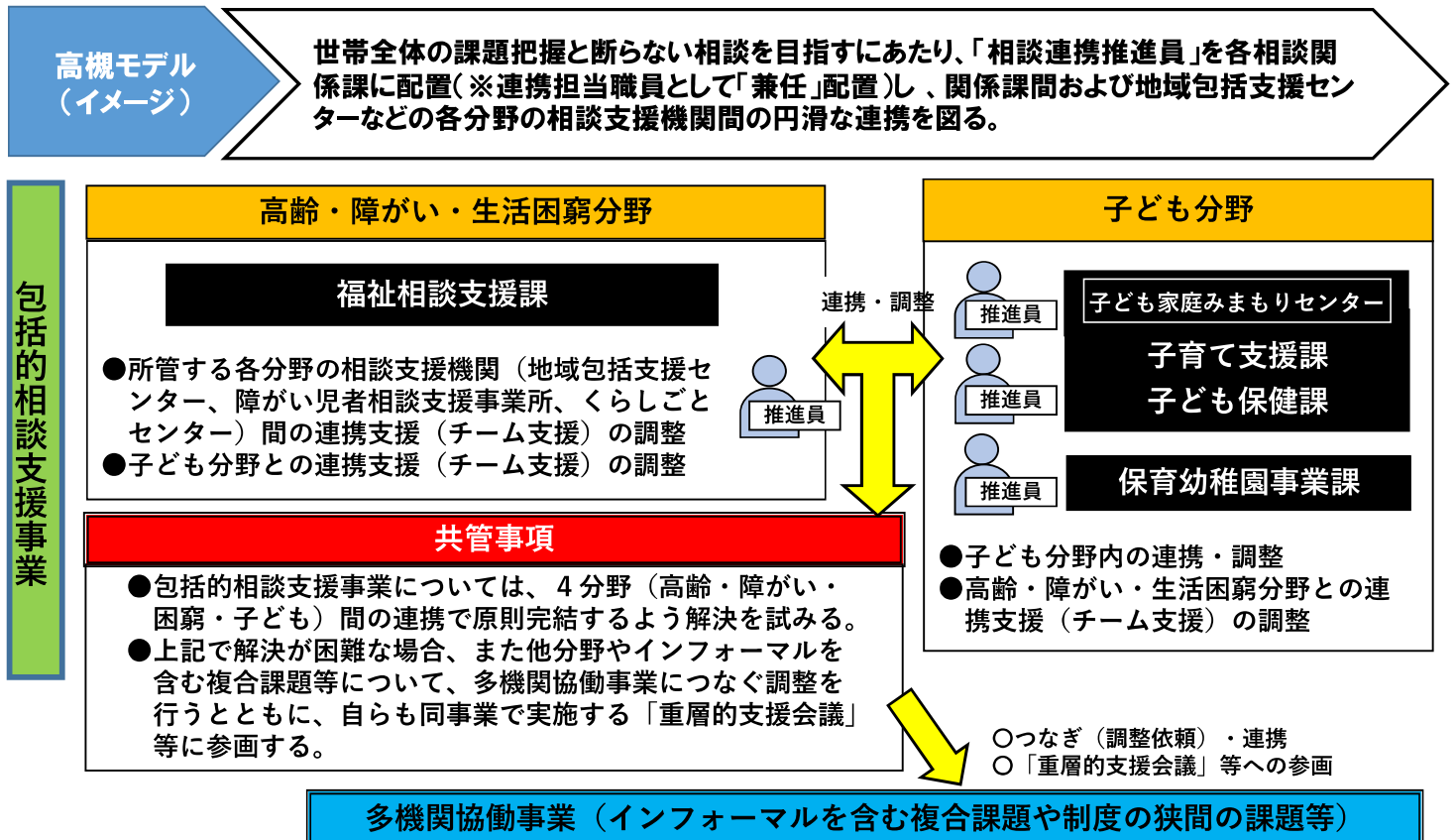
本市では、図4のとおり、高齢・障がい・生活困窮の分野においては、福祉相談支援課が総合相談窓口となり、地域包括支援センターなどの地域における各相談支援機関との連携を図るとともに、各分野の相談支援機関間においても連携を図ります。また、子ども分野では各関係課を窓口、子育て支援センターやつどいの広場などの地域の子育て支援拠点等との連携を図るとともに、高齢・障がい・生活困窮分野とも相互に連携を図り、分野を横断した一体的な相談支援を実施します。なお、事業実施にあたっては、図5のとおり、「相談連携推進員」を各相談支援関係課に配置するなど、包括的相談支援事業実施者間の連携の強化・円滑化を図ります。

また、本市における包括的な相談支援体制の整備では、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく「身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり」として、福祉のまちかど相談など、気軽に相談できる身近な場の設置を支援するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職による巡回相談や相談を受け止める場をバックアップする仕組みなど、困り事を抱える住民の早期発見と地域に支援を届ける体制を推進します。

本市における包括的相談支援事業の実施イメージ【図4】



包括的相談支援事業実施者間の連携強化・円滑化を図る手法【図5】



※なお、各分野の相談支援機関の連携を促進（連携先を明確化）するため、相談支援機関一覧を作成し窓口配架するほか、各分野の相談員に対する合同研修会や意見交換会など、顔の見える関係づくりを行う。

◎包括的相談支援事業における各分野の相談支援事業 実施体制表

[第1号のイ／地域包括支援センターの運営]

事業名称	地域包括支援センター運営事業	
支援対象者	高齢者等及びその家族等	
圏域・箇所数	市内12箇所	
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） ・社会医療法人 愛仁会 ・社会福祉法人 聖ヨハネ学園 ・医療法人社団 緑水会 ・社会福祉法人 恭生会 ・社会福祉法人 博乃会 ・医療法人 杏仁会 ・医療法人 健和会 ・社会福祉法人 高志会 ・社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 ・医療法人 庸愛会 ・社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 ・社会医療法人 祐生会	<u>支援機関名</u> 高槻北地域包括支援センター 清水地域包括支援センター 日吉台東地域包括支援センター 五領・上牧地域包括支援センター 天川地域包括支援センター 冠・大塚地域包括支援センター 富田南・下田部地域包括支援センター 三箇牧地域包括支援センター 高槻中央地域包括支援センター 富田地域包括支援センター 郡家地域包括支援センター 阿武山地域包括支援センター
所管課	健康福祉部福祉相談支援課	

[第1号のロ／障害者相談支援事業]、[関連事業／障がい児相談支援事業]

事業名称	障がい者相談支援事業、障がい児相談支援事業	
支援対象者	障がい児者及びその家族等	
圏域・箇所数	(障がい者) 市内8箇所、(障がい児) 市内3箇所	
事業内容	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介	
実施方式／ 支援機関名	委託(委託先名) ・社会福祉法人 花の会 ・医療法人 光愛会 ・社会福祉法人 大阪福祉事業財団 ・社会福祉法人 北摂杉の子会 ・社会福祉法人 わかくさ福祉会 ・社会福祉法人 つながり ・社会福祉法人 明星福祉会 ・社会福祉法人 聖ヨハネ学園 ・社会福祉法人 育成福祉会	<u>支援機関名</u> 相談支援センタースキップ 高槻地域生活支援センターオアシス 地域生活支援センターらいと 生活支援センターあんだんて [児] こども相談支援センターwish 相談支援センターわかくさ 地域生活相談所ライラック 高槻西部地域活動支援センターステップ 聖ヨハネ障がい者相談支援事業 [児] 聖ヨハネ子どもセンター [児] 相談支援チェリーハート
所管課	健康福祉部福祉相談支援課	

[第1号のハ／利用者支援事業]

事業名称	利用者支援事業（基本型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	子育て支援等に関する情報収集及び情報提供、相談・助言、個別のニーズ等の把握、教育・保育・保健その他子育て支援の関係機関との連絡調整及び連携・協働の体制づくり	
実施方式／支援機関名	直営	支援機関名 子ども家庭みまもりセンター子育て支援課
所管課	子ども未来部子ども家庭みまもりセンター子育て支援課	

事業名称	利用者支援事業（特定型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	保育に関する施設や事業の利用に向けた相談や情報提供、助言等	
実施方式／支援機関名	直営	支援機関名 保育幼稚園事業課
所管課	子ども未来部保育幼稚園事業課	

事業名称	利用者支援事業（こども家庭センター型）	
支援対象者	全ての妊産婦、子育て世帯、子ども	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援、サポートプランの作成 （母子保健機能）母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供 （児童福祉機能）子ども家庭等の相談全般、支援対象児童等への支援、家庭支援事業の実施	
実施方式／支援機関名	直営	支援機関名 子ども家庭みまもりセンター子ども保健課 子育て支援課
所管課	子ども未来部子ども家庭みまもりセンター子ども保健課、子育て支援課	

事業名称	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	
支援対象者	全ての妊婦、乳幼児を養育する子育て世帯	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信 必要な支援につなぐ伴走型相談支援	
実施方式／支援機関名	直営	支援機関名 子ども家庭みまもりセンター子ども保健課
所管課	子ども未来部子ども家庭みまもりセンター子ども保健課	

[第1号のニ／生活困窮者自立相談支援事業]

事業名称	自立相談支援事業	
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人）	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進	
実施方式／ 支援機関名	直営	支援機関名 福祉相談支援課くらしごとセンター
所管課	健康福祉部福祉相談支援課	

② 多機関協働事業に関する体制

◎多機関協働事業の概要と本市の実施形態

多機関協働事業は、「①包括的相談支援事業 [P.8]」で受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関や高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関間の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した困難事例等について、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業において必置の会議）を開催し、支援の方向性や支援機関間の役割を整理するなど、事例全体の調整機能を担います。

本市では、図5 [P.9] のとおり、相談連携推進員を配置し、高齢・障がい・子ども・生活困窮の4分野の相談支援機関間の連携強化・円滑化を図る中で、解決できる複合課題については、包括的相談支援事業において一定完結を試みますが、図6 のとおり、教育や消費生活、多文化共生などの分野外のもの、ひきこもり等のインフォーマルを含むものや制度の狭間にあるものといった解決が困難な複合課題等について多機関協働事業につなぎます。

また、これらの事例に対して、本市では、「多機関協働推進会議」を開催し、高槻市社会福祉協議会に配置する「多機関協働コーディネーター（CSWと兼務）」が関係機関ごとの役割分担や様々な社会資源の活用等、支援の方向性を整理するなどの調整役を担い、多機関の協働によるチーム支援を実施します。また、このコーディネート等を行う中で、「(1) ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [P.18]」や「(2) 参加支援事業 [P.20]」へつなぐなどの調整を図り、多様な支援を行います。

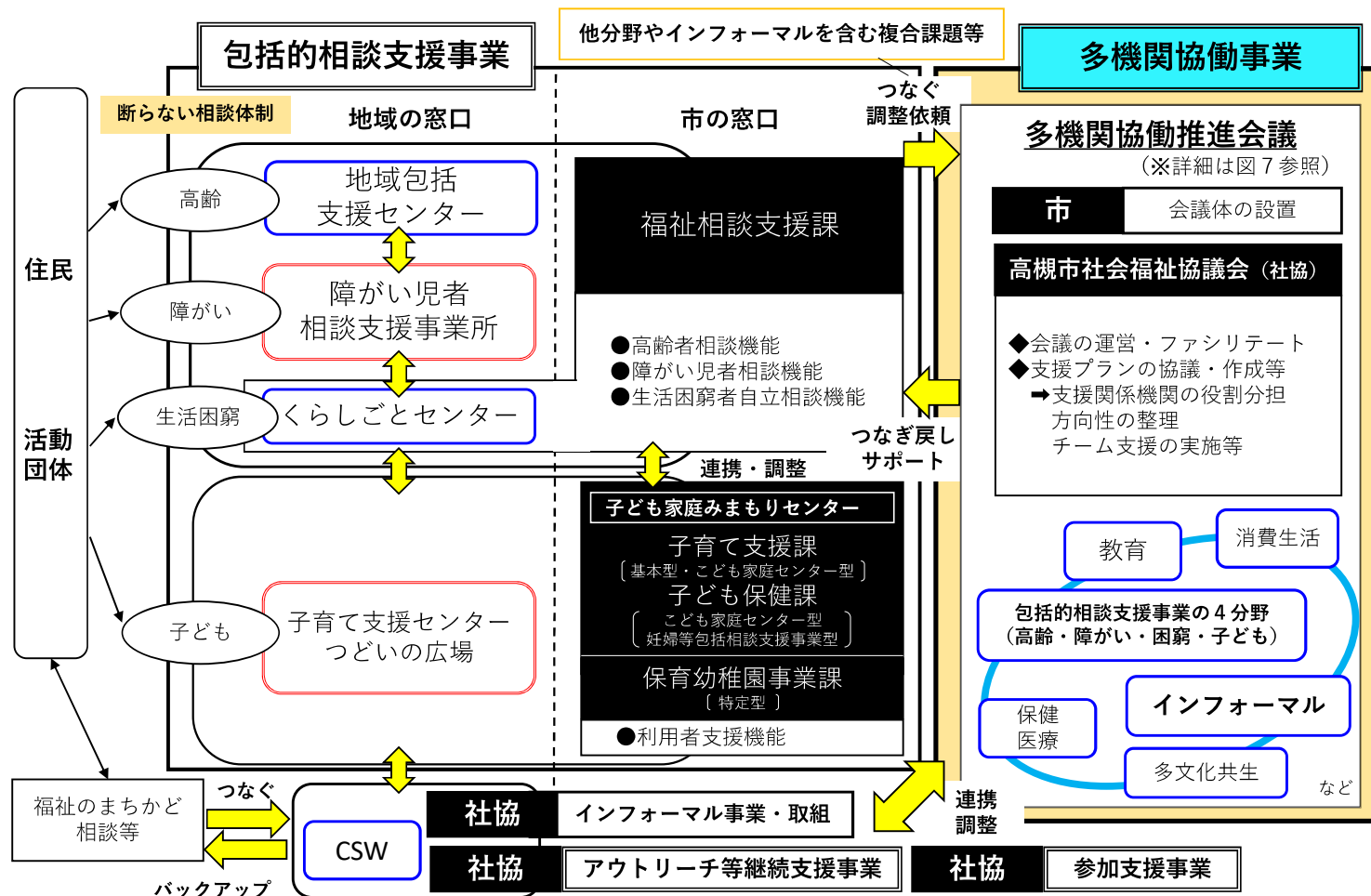
※図8 「多機関協働事業等における支援フロー [P.16]」参照。

重層的支援会議の実施方法

本市においては、図7 のとおり、必置とされる「重層的支援会議」に加えて、法第106条の6で新たに規定された「支援会議」の両機能を包含する「多機関協働推進会議」を設置し、「多機関協働コーディネーター」のものと、市の各相談支援関係課に配置する相談連携推進員や包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員、その他支援に必要な分野の専門支援機関等を案件に応じて調整し、随時開催します。

※「支援会議」と「重層的支援会議」の違いについては、「補足 [P.16]」参照。

本市における多機関協働事業の実施イメージと包括的相談支援事業等との相関性【図6】



本市における重層的支援会議の実施イメージ【図7】

高槻モデル（イメージ）

社福法第106条の6で新たに規定された「支援会議」と重層的支援体制整備事業で必置とされる「重層的支援会議」の両機能を包含する多機関協働推進会議を新たに設置する。

多機関協働推進会議

◆支援会議（社福法第106条の6）の機能（本人の同意がないケース）

- ・気になる（支援の必要性が疑われる）事案の情報提供・情報共有
- ・見守りや支援方針の検討
- ・緊急性のある事案への対応

●重層的支援会議の機能（本人の同意があるケース）

- ・支援プランの作成・適切性の協議・共有
 - ➡チーム支援の実施
- ・プラン終結時等の判断・評価
- ・社会資源の充足状況の把握・創出に向けた検討

※アウトリーチ事業、参加支援事業の活用等も検討。

潜在的

課題

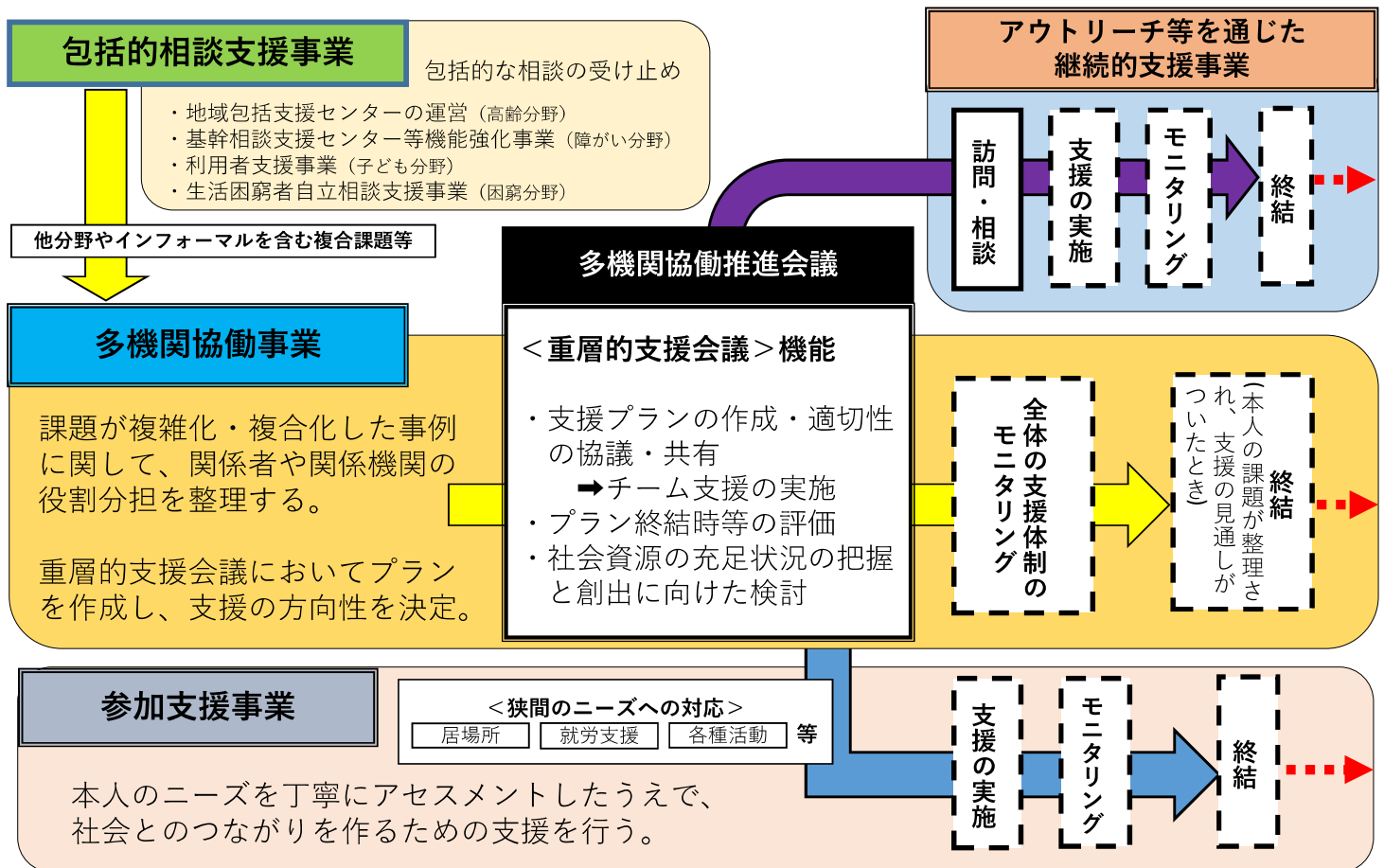
表面的

➡本人の同意が取れない段階では「支援会議（※守秘義務を法定）」で情報共有や見守り（支援）体制を検討し、同意が取れば「重層的支援会議」でプランを協議する。

〔構成メンバー〕 社協（多機関協働コーディネーター）
市（各相談支援関係課に配置する相談連携推進員）
包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員
その他支援に必要な分野の専門支援機関等
民生委員児童委員など地域の関係者

※コーディネーターが案件に応じて、上記のメンバーの出席等を調整する。

多機関協働事業等における支援フロー【図8】



※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

<補足> 「支援会議」と「重層的支援会議」の違い

○「支援会議」とは、複合的課題等を抱えている可能性がある事案やセルフネグレクト（自身が抱える課題に気づいていない状態）、支援が必要であることが疑われるものの、本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行います。

（法第106条の6で新たに規定された会議／設置は任意）

○「重層的支援会議」は、本人の同意のあるケース（支援を希望するケース）に対して、支援機関間の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プラン作成・協議等を行います。

（重層的支援体制整備事業を実施するにあたり必置の会議／設置は必須）

◎多機関協働事業 実施体制表

[第5号・第6号／多機関協働事業、支援プラン作成]

事業名称	多機関協働事業	
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	・多機関協働推進会議（支援会議及び重層的支援会議を包含）の設置 ・多機関協働コーディネーターの配置を通じた会議の運営実施 ①支援機関間の必要な情報共有や事例検討等、②支援機関間の役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づくチーム支援の実施等 ※ 図8 「多機関協働事業等における支援フロー [P.16]」参照。	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	多機関協働コーディネーター ※コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と兼務
	＜会議構成メンバー＞ ・多機関協働コーディネーター ・市（各相談支援関係課に配置する相談連携推進員） ・包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員 ・その他支援に必要な分野の専門支援機関や団体等 ・民生委員児童委員など地域の関係者 ※コーディネーターが案件に応じて上記メンバーの出席等を調整し、随時実施。	
所管課	健康福祉部地域共生社会推進室、福祉相談支援課	

③ アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制

◎アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業の概要と本市の実施形態

アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業（以下「アウトリーチ等」という。）は、長期に亘りひきこもりの状態にあるなど、課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気づいていない（セルフネグレクト）、または相談や支援を忌避している人など、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、寄り添い伴走しながら、つながり続ける支援を行います。

※アウトリーチとは、上記のような潜在的な支援ニーズを抱える人等に対して、支援機関・団体などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるような活動。

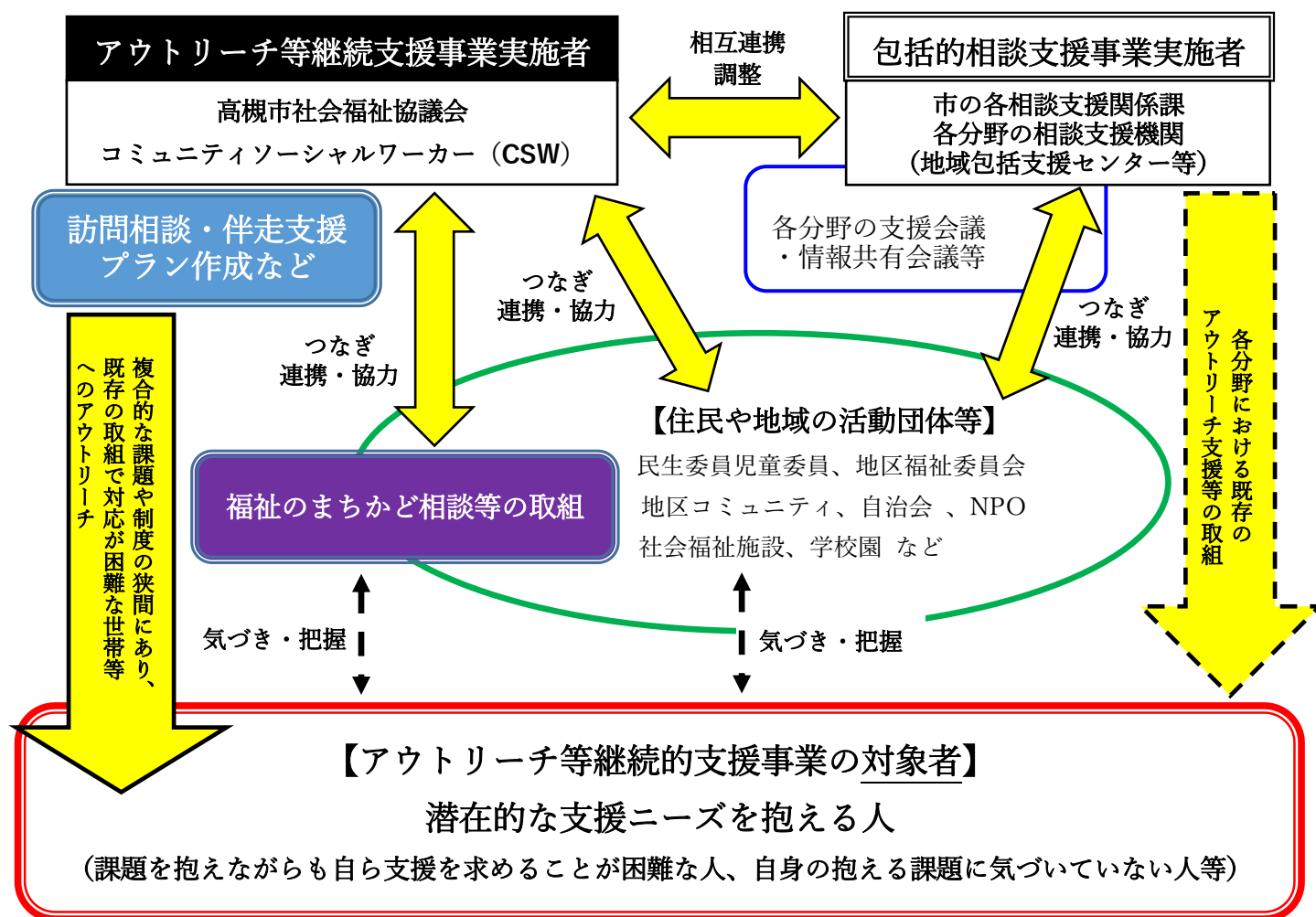
本市では、「(1) ②多機関協働事業 [P.14]」による課題の整理等を行う中で、複合的な課題や制度の狭間にありながら支援が届いていない人・世帯を把握した場合にアウトリーチ等を実施します。

さらに、このような潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯を早期に発見し、必要な支援を届けるため、図9のとおり、高槻市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となり、身近な地域で相談を受け止める場である「福祉のまちかど相談」等への地域巡回や民生委員児童委員をはじめとする地域の住民・活動団体等との連携・協力のもと、積極的な情報収集に努めるとともに、訪問や電話相談等のアウトリーチを通じて、対象者本人との関係性の構築に向けた働きかけを行います。

また、包括的相談支援事業実施者である市の相談支援関係課や各分野の相談支援機関とも相互に連携を図り、情報共有や役割分担を図る中で取組を進めます。なお、包括的相談支援事業実施者においては、必要に応じて各分野における既存のアウトリーチ支援等の取組を行います。

アウトリーチ等を通じて、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係が形成され、本人の同意が得られた場合には、「(1) ②多機関協働事業」において、多様な支援機関等による必要なチーム支援等につなげるとともに、必要に応じて、「(2) 参加支援事業 [P.20]」による社会参加の促進や地域づくりの取組などを通じた支え合いや見守りなど、地域の社会資源とのつながりづくりに向けた伴走型の支援を実施します。

本市におけるアウトリーチ等を通じた継続的な支援事業の実施イメージ【図9】



◎アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 実施体制表

[第4号/アウトリーチ等を通じた継続的支援事業]

事業名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
支援対象者	ひきこもりやセルフネグレクトなど、潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援関係機関へのつなぎ ※多機関協働事業との関係・支援の流れについては、 図8 「多機関協働事業等における支援フロー [P.16]」参照。	
実施方式／支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	支援機関名 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
所管課	健康福祉部地域共生社会推進室	

(2) 多様な社会参加支援

参加支援事業に関する体制

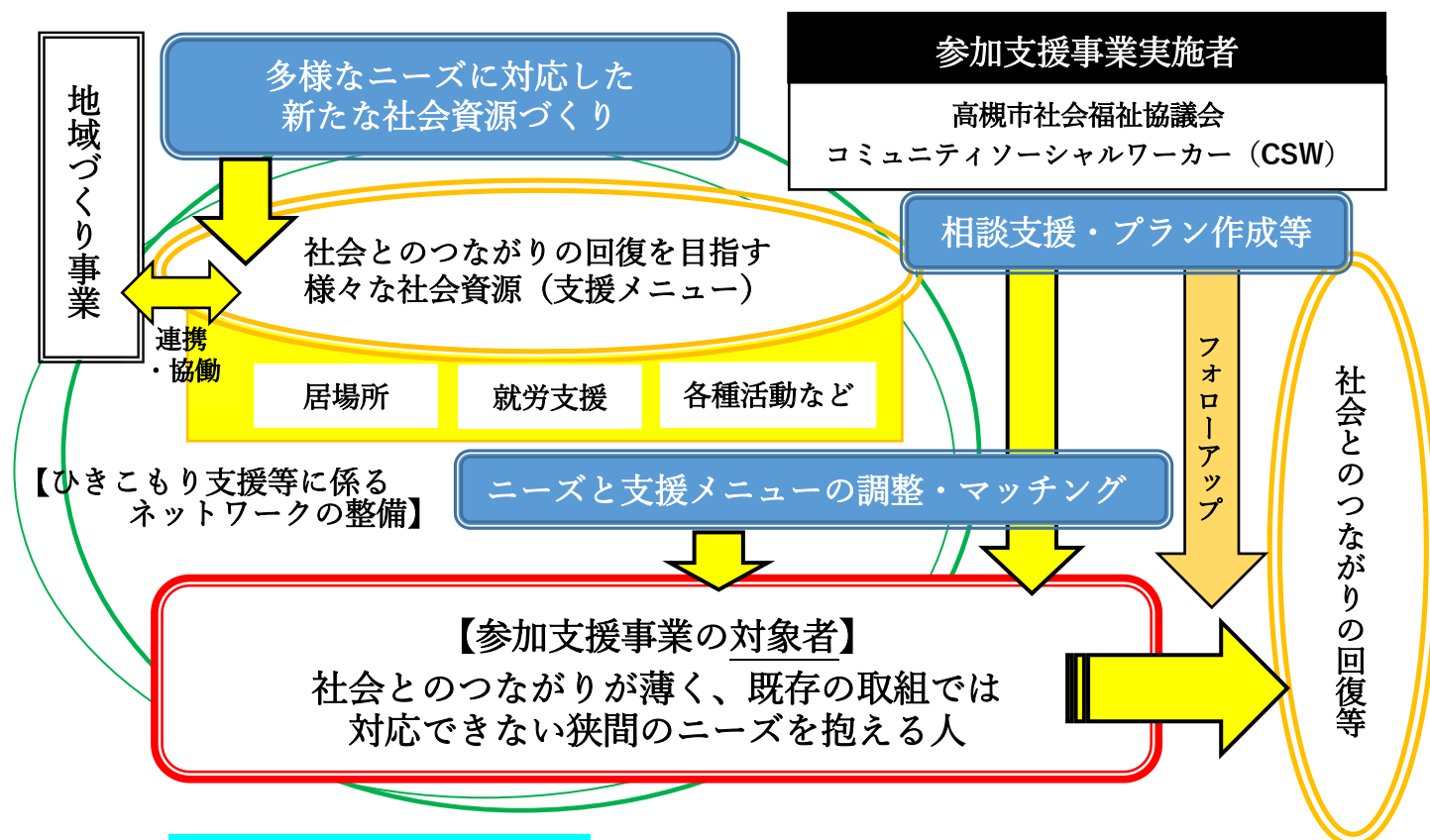
◎参加支援事業の概要と本市の実施形態

参加支援事業は、社会とのつながりが薄く、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズを抱える本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりを支援します。本人のニーズや課題などを丁寧に把握しながら、本人と支援メニューとなる地域の様々な社会資源との間を調整し、マッチングを行います。また、既存の取組を行う団体等の地域資源に働きかけて、支援メニューの拡充や創出を図るなど、多様な支援ニーズに応じた多様な形での社会参加を目指します。

本市では、「(1) ②多機関協働事業 [P.14]」による支援を実施する中で、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では課題の解決を図れない、狭間のニーズを抱える人の社会とのつながりの回復や自己肯定感・有用感など生きる力の回復に向けて、図 10のとおり、高槻市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となり、本人やその世帯の希望や意思を尊重する中で、就労支援や居場所、各種活動などの様々な社会資源を活用し、ニーズにあった支援メニューとのマッチングを行います。なお、マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援に取り組みます。

また、事業の実施にあたっては、ひきこもり支援等に関係する支援機関・団体等で構成するネットワークの整備を図る中で取組を進めるとともに、支援メニューの充実に向けては、「(3) 地域づくり事業 [P.22]」の取組を通じて、地域の社会資源を把握し連携・協働を図る中で、多様なニーズに対応した社会資源づくりに取り組むなど、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、支援メニューの拡充を図ります。

本市における参加支援事業の実施イメージ【図10】



◎参加支援事業 実施体制表

[第2号/参加支援事業]

事業名称	社会参加支援事業	
支援対象者	ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人・世帯	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	本人のニーズや課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり ※多機関協働事業との関係・支援の流れについては、 図8 「多機関協働事業等における支援フロー [P.16]」参照。	
実施方式／支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 <協力機関> ひきこもり支援等に係るネットワーク参画組織 ・高槻地域生活支援センター オアシス ・就労支援センター フォルツァ ・ジョブジョイントおおさか ・ひとまちみらい高槻 ・NPO 法人クラウドナイン ・行きしぶり・不登校 子どもを信じる親の会『フィーカ』 ・NPO 法人フェルマータ・フェルマータ自立サポートセンター ・訪問看護ステーション アユース高槻 ・大阪府ひきこもり地域支援センター ・高槻市〔健康福祉部〕地域共生社会推進室、生活福祉支援課、福祉相談支援課くらしごとセンター、保健所保健予防課 [子ども未来部] 子ども青少年課 [教育委員会] 教育センター	コミュニティソーシャルワーカー(CSW) ・高槻西部地域活動センター ステップ ・三島地域若者サポートステーション ・社会福祉法人 聖ヨハネ学園 ・フリースクールはらいふ ・自立支援研修会『花きりん』 ・各地域包括支援センター ・大阪府こころの健康総合センター
所管課	健康福祉部地域共生社会推進室	

(3) 地域づくりに向けた支援

地域づくり事業に関する体制

◎地域づくり事業の概要と本市の実施形態

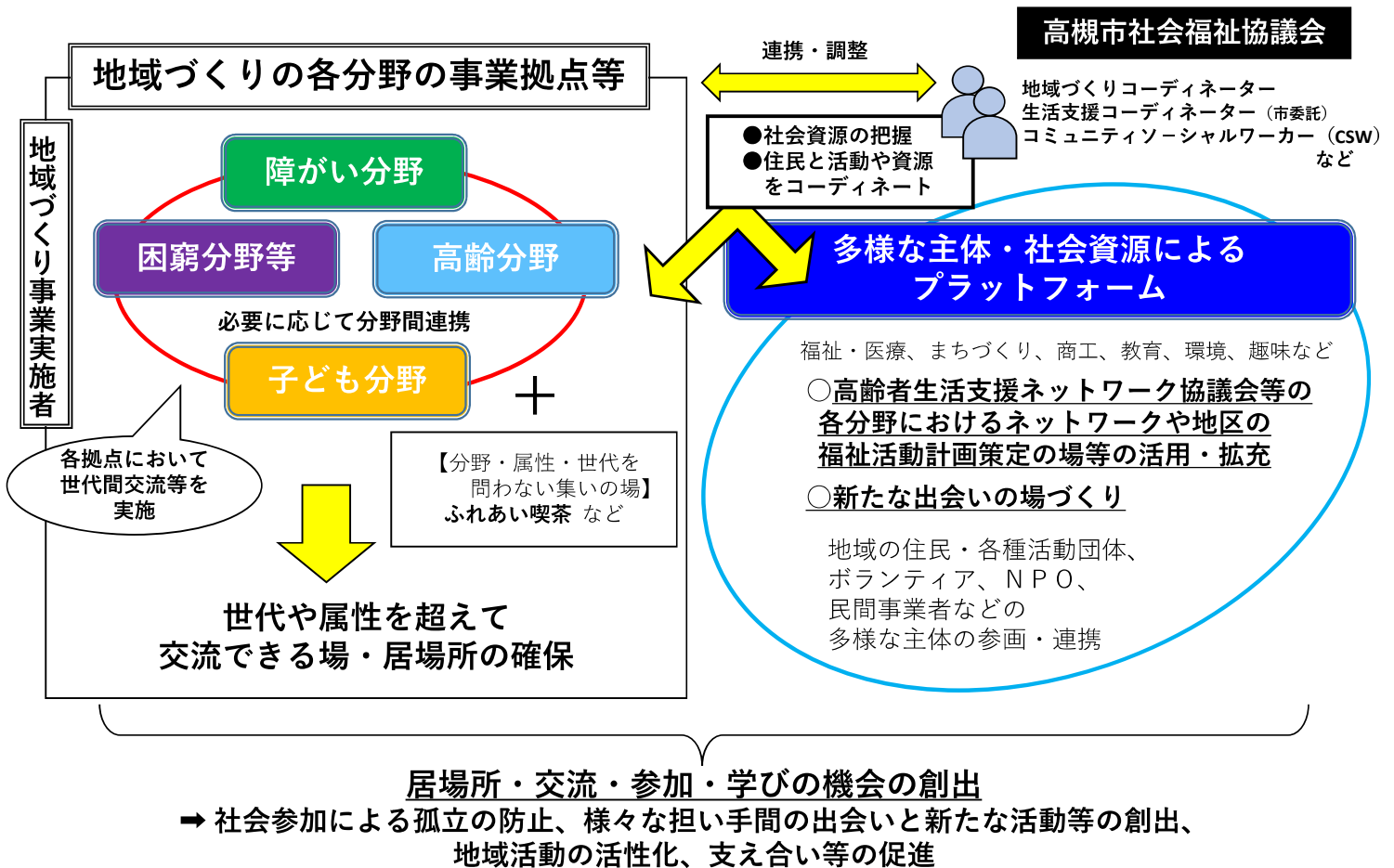
地域づくり事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深める場（プラットフォーム）づくり、また、それらのコーディネート等を通じて、住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

本市では、図 11 のとおり、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場の確保や居場所づくりを進めるため、各分野における事業拠点等において、生きがいづくりや支え合いなど様々な観点を踏まえる中で、世代間交流等の促進を図ります。なお、本市における地域づくりに向けた支援体制の整備では、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく「地域の交流の場づくり」として、ふれあい喫茶など、誰もが気軽に立ち寄り交流できる身近な居場所の利用を促進するとともに、専門職と住民をつなぐ場としての活用にも取り組みます。

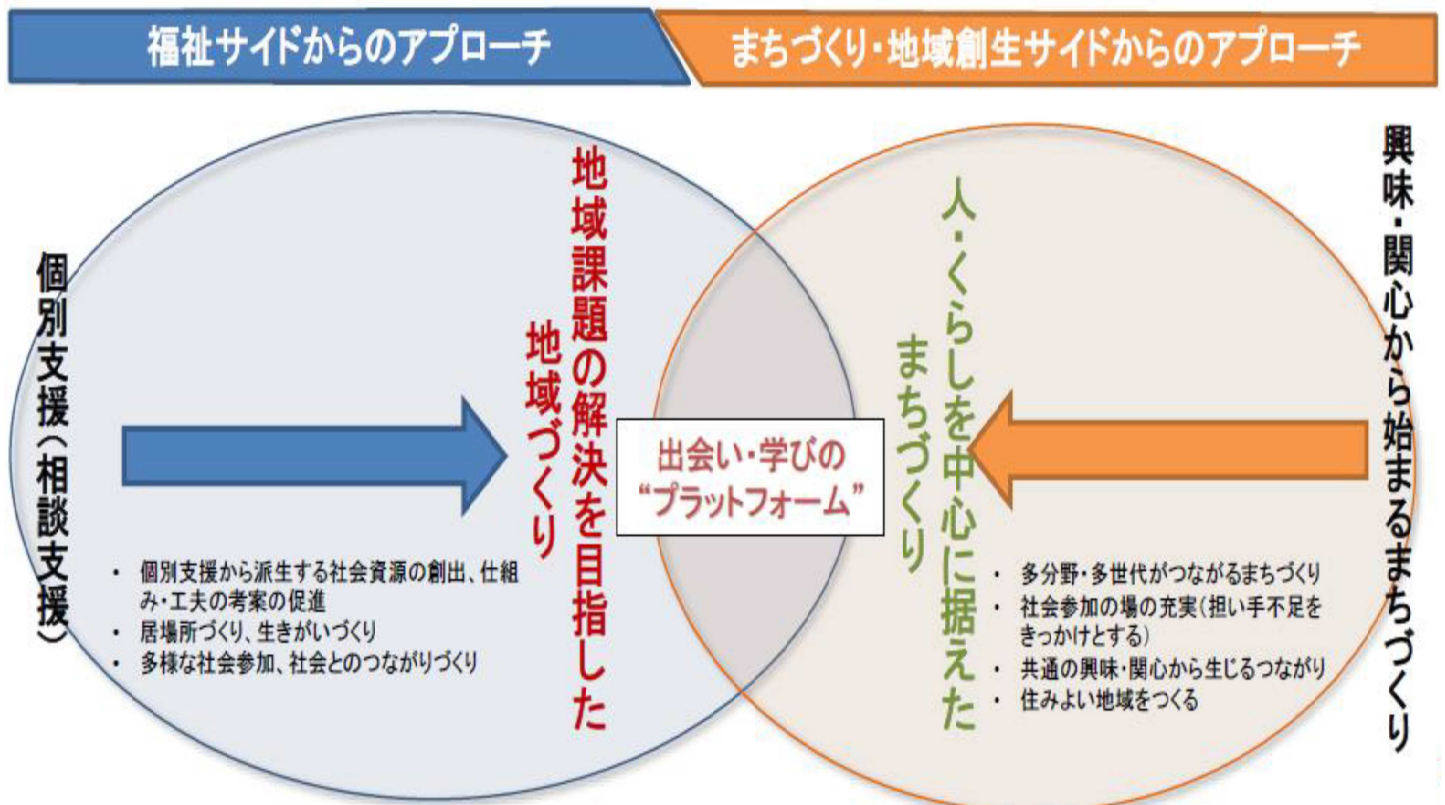
また、地域の住民や活動団体・ボランティア・NPO・民間事業者等の多様な主体が集い・学び合うプラットフォームとして、「高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会」等の各分野における既存のネットワークや地区福祉活動計画策定の場等を活用・拡充しながら取組を進めるとともに、新たな出会いの場づくりにも取り組みます。事業の実施にあたっては、高槻市社会福祉協議会の地区担当職員を「地域づくりコーディネーター」と位置付け、同コーディネーターや生活支援コーディネーター等を中心に、各分野の地域づくり事業拠点が連携を図る中で、地域で実施される活動や人などの社会資源を把握し、コーディネートするなど、人と人、人と地域がつながり合う地域づくりを実施します。

なお、地域づくり事業実施者間の連携の強化・円滑化を図るため、分野を横断した社会資源マップづくり等の取組をあわせて進めます。

本市における地域づくり事業の実施イメージ【図11】



参考：プラットフォームの考え方(イメージ)



（出典：厚生労働省資料）

◎地域づくり事業における各分野の支援事業 実施体制表

[第3号のイ／地域介護予防活動支援事業]

事業名称	一般介護予防事業	
支援対象者	65歳以上の者及びその支援に携わる者等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	①自主グループ、元気クラブの活動支援 市民の主体的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動継続のための相談等 ②生活支援サポーター事業 介護保険等の公的サービスと地域の支え合い活動の隙間を埋める担い手の養成、地域活動の支援 ③介護予防活動通所型事業（街かどデイハウス） 民間既存家屋等を利用した場における住民参加型の介護予防プログラムの実施	
実施方式／ 支援機関名	① 直営	<u>支援機関名</u> 長寿介護課
	② 委託（委託先名） ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 ③ 委託（委託先名） ・NPO 法人きらら ・NPO 法人とうりゃんせ ・NPO 法人なごみの家 ・NPO 法人北摂すまいるハウス ・NPO 法人みかん ・NPO 法人二十一の会 ・NPO 法人囲む会へリオフrend	高槻市社会福祉協議会 きららの家 とうりゃんせ なごみの家 北摂すまいるハウス みかん キャロット へリオ横丁寄ってこ広場
	<協力機関> 体操実施グループ等（282団体/箇所）	
所管課	健康福祉部長寿介護課	

[第3号のロ／生活支援体制整備事業]

事業名称	生活支援体制整備事業	
支援対象者	65歳以上の者を含む地域住民や団体	
圏域・箇所数	第1層（市内全域）、第2層（市内4圏域）	
事業内容	①高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会（協議体）の設置運営 医療、介護、様々な生活支援サービス提供主体等と連携した高齢者の多様な日常生活を支援する体制の充実・強化と社会参加の推進 ②生活支援コーディネーターの配置 地域資源の開発、ネットワーク構築及びニーズと取組のマッチング、地域の実情に応じた多様な活動を推進	
実施方式／ 支援機関名	① 直営	<u>支援機関名</u> 長寿介護課 高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会
	② 委託（委託先名） ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	生活支援コーディネーター （第1層1名、第2層2名）
	＜協力機関＞ 高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会参画組織 ・生活支援サービス提供団体：34団体 ・通いの場運営団体：44団体	
所管課	健康福祉部長寿介護課	

[第3号のハ／地域活動支援センター事業]

事業名称	地域活動支援センター事業	
支援対象者	障がい者等及びその家族等	
圏域・箇所数	I 型：2 箇所	II 型：1 箇所 III 型：5 箇所
事業内容	(1) 基礎的事業 ア 日常生活における日中活動の場の提供 イ 創作的活動、生産活動、自主的な活動等の機会の提供 (2) 機能強化事業 I 型：専門職員（精神保健福祉士等）の配置、医療・福祉及び地域の社会基盤との関係強化のための調整、地域ボランティア育成、障がい理解の促進に向けた普及啓発事業の実施 II 型：地域で雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練等のサービス III 型：地域で雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する生産活動の場の提供等	
実施方式／支援機関名	I 型 補助 ・医療法人光愛会 ・社会福祉法人明星福祉会 II 型 直営 III 型 補助 ・NPO 法人自立支援センターたかつき ・社会福祉法人そうふう会 ・NPO 法人どれみ倶楽部	<u>支援機関名</u> 高槻地域生活支援センターオアシス 高槻西部地域活動支援センターステップ 高槻市立障がい者福祉センター 障がい者自立フォーラム きらきら サンシャインけやき ひろがりはうす どれみ倶楽部
所管課	健康福祉部福祉相談支援課、障がい福祉課	

[第3号のニ／地域子育て支援拠点事業]

事業名称	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）	
支援対象者	乳幼児をもつ子育て中の親とその子ども	
圏域・箇所数	市内6圏域・18箇所	
事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等	
実施方式／ 支援機関名	直営	支援機関名 子ども家庭みまもりセンター子育て支援課 〔市立子育て総合支援センター〕 春日子育て支援センター〔市立春日保育所〕
	直営〔指定管理〕 ・社会福祉法人照治福祉会	庄所子育てすくすくセンター「こっこひろば」
	委託（委託先名） ・社会福祉法人照治福祉会	阿武山たつの子子育て支援センター 〔阿武山たつの子認定こども園〕
	・社会福祉法人育成福祉会	津之江さくら子育て支援センター 〔津之江さくら認定こども園〕
	・社会福祉法人たつみ会	聖ヶ丘子育て支援センター 〔聖ヶ丘認定こども園〕
	・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	富田子育て支援センター 〔富田認定こども園〕
	運営補助 ・NPO 法人高槻子育て支援 ネットワークティピー	ティピーおやこの広場
	・NPO 法人NPO ぱれっと	ぱれっとひろば
	・(任意団体)WSG チャム	チャムきっずぱーく
	・社会福祉法人大阪水上隣保館	ファミリーポートたかつき
	・学校法人平安女学院	平安女学院大学どんぐりの森
	・NPO 法人三島子ども文化ステーション	どうぞのおいす、ピーかぶー
	・NPO 法人ハイネ	ハイネ
	・社会福祉法人つながり	キッズスポットかるがも
	・社会福祉法人大阪福祉事業財団	ひろばひだまり
	・社会福祉法人四季の会	つどいの広場くすのき
所管課	子ども未来部子ども家庭みまもりセンター子育て支援課、保育幼稚園総務課	

[第3号／生活困窮者支援等のための地域づくり事業]

事業名称	共助の基盤づくり事業	
支援対象者	地域において多様なニーズを抱える人・世帯等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	多様なニーズに対応した地域づくりに向けた活動 ・狭間のニーズ等に対応するための人材づくり (コミュニティボランティア等の育成) ・分野を横断した社会資源マップづくり ・ひきこもり当事者等の居場所づくりや家族支援(家族教室) ・地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 など	
実施方式／ 支援機関名	委託(委託先名) ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	<u>支援機関名</u> 地域づくりコーディネーター 生活支援コーディネーター コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 等
所管課	健康福祉部地域共生社会推進室、長寿介護課	